



2024年8月30日

各 位

会 社 名 株式会社 R E V O L U T I O N
 代表者の 代表取締役社長 新藤弘章
 役職氏名
 (コード番号 8894 東証スタンダード)
 問合せ先 管理本部本部長 津野浩志
 電話番号 03-6627-3487

第三者割当による第7回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2024年8月30日開催の取締役会において、第三者割当により第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行については、本日別途開示いたしました「臨時株主総会及び種類株主総会の開催日及び付議議案の決定に関するお知らせ」のとおり、臨時株主総会及び種類株主総会における承認が発行の条件です。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2024年10月8日
(2) 新株予約権の総数	1,069,600個（1個につき100株）
(3) 発行価額	1個につき32円（1株につき0.32円）
(4) 当該発行による潜在株式数	106,960,000株（新株予約権1個につき100株）
(5) 資金調達の額	2,387,347,200円 (内訳) ・新株予約権発行分 34,227,200円 ・新株予約権行使分 2,353,120,000円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（1）調達する資金の額」をご参照ください。
(6) 行使価額	1株につき22円
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 合同会社T 267,400個 合同会社S 267,400個 合同会社M 267,400個 柴田 達宏 267,400個
(8) その他	1. 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力が発生していること、及び2024年9月30日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において、発行会社を株式交付親会社とし、WeCapital 株式会社を株式交付子会社とする株式交付計画（以下「本株式交付」という。）が特別決議によって承認されること並びに本株式交付の効力の発生が合理的に見込まれていること及び本第三者割当増資の議案が普通決議によって承認されることを条件とします。 2. 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る新株予約権引受契約を締結する予定です。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の理由

当社は2023年12月19日付「第5回新株予約権の買取り及び消却に関するお知らせ」のとおり、当時発行していた新株予約権について、インセンティブ報酬による業績の改善効果は限定的であり、根幹のビジネスモデルを変更せざるを得ない状況となっていると判断したため、発行していた新株予約権を買取り及び消却いたしました。

その後、事務所を東京本社に集約し、東京都内の一等地物件の不動産売買に取り組むなど、ビジネスモデルの転換を進める中、新たなビジネス展開を図るべく本日別途開示いたしました「株式交付によるWeCapital株式会社の株式取得（子会社化）に関するお知らせ」で公表しましたとおり、WeCapital株式会社（以下「We社」といいます）の子会社化を決定いたしました。本新株予約権の発行は、We社経営陣（合同会社T、合同会社S、合同会社M）に対して今後のWe社経営関与及び業績向上を目標とするためのインセンティブとして、柴田氏は取引先であるWe社を紹介いただいた成功報酬として発行するものです。

割当予定先である合同会社TはWe社取締役の竹岡氏、合同会社SはWe社取締役の芝氏、合同会社MはWe社代表取締役の松田氏の資産管理会社であり、本人らの希望により、資産管理会社への割り当てを決定いたしました。

割当予定先である柴田氏は、柴田商事株式会社の代表取締役を務めており当社との間で2024年5月21日付「定期建物賃貸借契約」を締結しており取引先という関係にあります。そのような中、当社代表取締役の新藤が、柴田氏の取引先であるWe社について不動産事業者として紹介を受け、会話を進める中で子会社化を進めることとなった経緯があります。なお、柴田氏はWe社の株主であります。

その行使にあたっては、当社連結EBITDAについて、2025年10月期450百万円、2026年10月期550百万円のいずれも目標達成することを業績達成条件としており、更に、割当予定先が法人である場合、新株予約権の権利行使時においても、新株予約権者の代表者かつ当該法人の株式又は持分の過半数を有する者が、We社の取締役又は従業員であることを条件としております。なお、ロックアウト条項として、株価が12円以下になった場合はその時点で行使不能となります。業績達成条件の未達成及びロックアウト条項に該当した場合は、当社は残存新株予約権を無償で取得することとなります。なお、インセンティブに近い性質を有するため、その資金使途は確定しておりませんが、本新株予約権を行使する局面では当社に払い込みがなされることから資金調達も可能となります。

前述の行使条件の決定にあたり、当社連結EBITDAは買収先の事業計画や現状の進捗状況等を勘案し当社が独自に算出した現時点の数字となります。また、2022年10月期営業損失69,417千円を計上し、2023年10月期（前連結会計年度）においても営業損失415,142千円を計上することとなったため早急な立て直しが必要であると判断し、業績達成条件は2年、継続して業務委託契約を締結していることを条件としており、行使が完了するまで取引自体が無くなることはない想定です。なお、行使期間を短くした場合に行使・売却を短期的に実施する必要があるため市場への影響も考慮し行使期間を10年といたしました。ロックアウト条項については割当予定先と交渉する中、2024年8月2日に合意を得られたことから同日の終値24円の半値を設定いたしました。

We社経営陣への割当てについては前述のとおり、今後もWe社への経営関与を通じて当社グループの経営に関与いただく必要があります。その役割は、We社が進める不動産特定共同事業法に基づく不動産クラウドファンディングサイトを運営及び拡大です。当社グループ全体の業績向上という共通の目標を強く意識していただき、We社経営陣が持つ当社に無いノウハウを遺憾なく発揮していただく必要があるため、割当予定先として選定する結論にいたりました。

柴田氏は、当社にWe社を紹介いただきましたが、当社の手元資金が潤沢ではなく、今後もM&A等の事業資金確保が課題であることから、その成功報酬として金銭ではなく本新株予約権を発行することといたしました。新株予約権という性質上、柴田氏が得られる利益はWe社業績が当社グループに寄与し市場価値（株価）が向上することが前提となります。そのため、前述のとおり行使にあたっては連結EBITDAの目標達成を条件としており、We社買収が当社グループにとって利益に資することが無い限りは市場価値（株価）が向上せず結果的に行使ができないという条件に合意いただき発行することとなりました。以上のとおり、柴田氏への成功報酬はWe社買収完了だけではなく、業績への寄与をもって成功報酬とするため、本新株予約権を割り当てることといたしました。

(2) 本新株予約権を選択した理由

本新株予約権は資金調達を目的したものではなく、当社グループ業績向上を目的としたインセンティブ及び金銭支出を伴わない成功報酬と認識しております。そのため、資金調達の方法ではなく、業績向上に資するインセンティブ手法について検討し、本新株予約権のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、本新株予約権の発行を採用いたしました。

また、業績向上を目的としたインセンティブとしては、現在の株価以上の行使価格を設定することが考えられますが、株価は市場が判断することで形成されており、割当予定先の努力だけではどうにもならな

いことが想定されることから、明確な指標を達成条件とすることでよりインセンティブとして高い効果を得られると判断し選択いたしました。なお、本新株予約権はディスカウント発行する予定ですが、行使条件が2年連続での業績条件の達成であるため、割当予定先が即座に資金化し利益を得られるものではなく、デメリットにはなり得ないと判断いたしました。そのため10%以内のディスカウントにて発行することを決定いたしました。

<メリット>

割当予定先が本新株予約権の行使時に得られる利益が株価と連動することにより、下記の記載の他のインセンティブと比較して直接的に株価上昇を意識した成果が期待できる点です。

<デメリット>

既存株主の持株比率の希薄化が生じる点です。なお、本新株予約権の行使条件は当社グループ業績の達成としているため、一定の希薄化が生じるものの中長期的な企業価値の向上が期待できることから、デメリットは限定的であると判断しております。

<他のインセンティブとの比較>

①金銭によるインセンティブ

We経営陣及び柴田氏へそれぞれ金銭での手法について検討いたしました。前述のとおり、当社の手元資金が潤沢ではない状況から選択肢とはなり得ないと判断しました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	2,387,347,200円
(内訳)	
本新株予約権の発行	34,227,200円
本新株予約権の行使	2,353,120,000円
②発行諸費用の概算額	3,850,000円
③差引手取概算額(①-②)	2,383,497,200円

(注) 1. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定して、本新株予約権の発行価額の総額34,227,200円、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額2,353,120,000円を加えた額です。本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用、反社会的勢力調査費用、弁護士費用、登記費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的使途

本新株予約権の発行は、割当日において割当予定先に対して、当社グループの業績達成及び企業価値の向上の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与すること、及びWe社子会社化の成功報酬を目的として割り当てるものであり、資金調達を目的としておりません。また、本新株予約権の行使は新株予約権者の判断に委ねられているため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難です。したがって、手取金の具体的な使途については、行使により払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたしますが、現時点においては、不動産取引及びM&A案件への充当を想定しております。不動産取引に関しては、仕入時の代金支払い又は仕入れの際に実行した資金借入の返済が想定されます。また、M&Aに関しては、買収対価への充当や係る費用への充当等が想定されます。これらの資金使途が決定した場合、または想定と違った場合には速やかに開示する予定です。

なお、本新株予約権の行使による払込みがなされた場合、上記想定される資金使途への充当が決定するまでの資金管理につきましては、銀行預金での管理を予定しております。

また、第5回新株予約権については7,000千円が行使され、通常の運転資金として各種支払いに利用いたしました。前述の行使された以外の第5回新株予約権については、2024年1月に全て取得し消却しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行は、割当予定先に対して、当社の業績達成及び企業価値の増大に対する意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与すること、及びWe社子会社化の成功報酬を目的として割当てるものであり、資金調達を目的とはしておりません。しかしながら、本新株予約権の行使により得られた資金を事業活動に投入する場合においても、当社の主要事業である不動産取引や今後の事業発展のためのM&A案件への充当を想定しており、これらの資金使途は中長期的な企業価値の向上、ひいては株主利益の向上に資するものと判断しており、十分に合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である南青山FAS株式会社（所在地：東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル30F、代表者：仙石 実）に依頼しました。当該機関は、本新株予約権を評価するにあたっては、新株予約権を含む株式の取得を権利行使の目的とするオプションの評価に広く用いられている評価モデルである二項モデルを用いて算出しております。本新株予約権の評価概要は以下のとおりです。

①二項モデルを用いて、株価ロックアウト条件を新株予約権の評価に反映し、株価ロックアウト条件付新株予約権の評価額を算定する。

②業績条件を評価に反映する方法としては、アーンアウト（条件付取得対価）モデルを準用し、発行会社の事業計画の連結EBITDA（Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization）から算定したリスクニュートラルランダム EBITDA をモンテカルロ・シミュレーションにてシミュレーションすることで、発行会社の業績条件を達成する確率（業績条件達成確率）を算定する。

なお、アーンアウト（条件付取得対価）モデルは、米国の「The Appraisal Foundation」の「VFR Valuation Advisory #4 -Valuation of Contingent Consideration」のガイダンスを参照している。

③ ②の業績条件達成確率（3.21%）を①の株価ロックアウト条件付新株予約権の評価額（1,000.51円）に乗じて、最終的な評価を実施する。

なお、株価ロックアウト条件付新株予約権の評価の計算基礎の概要は、評価基準日2024年8月29日、基準株価24円、行使価格22円、ロックアウト株価12円、リスクフリーレート0.839%、オプション期間10年、ボラティリティ83.24%、配当率0%、分割数2,500を前提として算出されております。

その結果、本新株予約権の1個の発行価額を、当該評価結果である本新株予約権の評価単価と同額である32円としました。本新株予約権の行使価額については、直前6カ月間（2024年3月1日から2024年8月29日まで）の東京証券取引所スタンダード市場における終値の単純平均値（小数点以下第3位を四捨五入）である24円を8.33%ディスカウントして22円といたしました。

行使価額の決定に際し、直前6カ月間（2024年3月1日から2024年8月29日まで）の東京証券取引所スタンダード市場における終値の単純平均値を基準値として算定しましたのは、①直近で著しい株価の上昇がみられること、②株価上昇の要因となるような適時開示は存在しないこと、③他方で、直近1か月、3か月、6か月の平均はいずれも直近と比べかなり価額が低いものであるとの理由から、割当予定先より打診を受けて検討した結果によるものです。

当社としましては、①直近で著しい株価の上昇が見られるという点において、2024年8月26日終値25円と比較して40%上昇しており、また、直近1カ月で最も安い終値である2024年8月5日終値16円と比較して118.8%上昇していることから著しい上昇を確認しております。また、②においては2024年8月23日付「販売用不動産の売却に関するお知らせ」を発表し適時開示を行っているものの翌営業日から終値は2日連続25円と変動しておらず株価上昇の要因となるような適時開示は

存在しないものと考えております。さらに、③直近1か月、3か月、6か月の平均値を取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値35円と比較した場合、直近1か月の平均値23円と比較して△34.3%、直近3か月、6か月の平均値24円と比較して△31.4%の差があり、価額が低いことが確認できました。

以上の結果、直前6カ月間（2024年3月1日から2024年8月29日まで）の東京証券取引所スタンダード市場における終値の単純平均値を採用することは、直前日についてのみ著しい株価上昇が認められるという特殊性のみが認められるため、既存株主保護の見地から、1か月、3か月、6か月の平均株価のうち最も高い株価を使用して算定をすることが妥当であると判断いたしました。

また、行使価額のディスカウント率を8.33%とした経緯といたしましては、当社の低迷する業績動向、財務状況、株価動向等から割当予定先より要請を受けて10%以内のディスカウントを決定しました。なお、当該行使価額22円につきましては、当該取締役会決議の直前取引日の終値35円に対し37.14%のディスカウント、当該取締役会決議の直前取引日までの直近1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値23円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対し4.35%のディスカウント、同直近3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値24円に対し8.33%のディスカウント、同直近6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値24円に対し8.33%のディスカウントとなります。

上記を勘案した結果、当社は、本新株予約権の発行条件等の決定方法は適正かつ妥当であり、また、当該発行条件等は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、特に有利な発行価額には該当しないものと判断しています。

なお、当社監査等委員3名全員（うち会社法上の社外取締役3名）から、本新株予約権の発行条件等が割当予定先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を本日開催の取締役会で得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数は106,960,000株（議決権数1,069,600個）であり、当社の2024年4月30日現在における当社の発行済株式数668,974,248株（議決権数6,643,118個）に対して15.99%（議決権の総数に対しては16.10%、いずれも小数点以下第3位を四捨五入）となります。

また、2024年6月28日付「リパーク株式会社及び株式会社REGALEの株式取得（子会社化）に係る株式譲渡等契約締結及び第三者割当による普通株式の発行（現物出資）に関するお知らせ」で公表しました第三者割当増資による普通株式増加分4,166,667株（議決権数41,666個）、及び本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数106,960,000株（議決権数1,069,600個）、本日別途公表しました第6回新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数53,480,000株（議決権数534,800個）、本日別途公表しました第三者割当による普通株式増加分13,636,200株（議決権数136,362個）、本日別途公表しました株式交付（下限の場合）により増加する普通株式増加分312,562,500株（議決権数3,125,625個）の合計490,805,367株（議決権数4,908,053個）は、当社の2024年4月30日現在における当社の発行済株式数668,974,248株（議決権数6,643,118個）に対して73.37%（議決権の総数に対しては73.88%、いずれも小数点以下第3位を四捨五入）となります。

このように、本新株予約権の行使が進むことによって一定の希薄化が生じますが、本新株予約権の発行は、当社グループの業績達成及び企業価値の向上の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与すること及びWe社子会社化の成功報酬を目的として割当てたものであり、これにより、当社の今後の不動産事業における収益獲得の可能性を高めることができます。また中長期的には、当社の事業規模が拡大し、さらなる収益の獲得が期待できることから、最終的には当社の既存株主の皆様の利益向上に繋がるものと考えております。

また、当社グループの業績状況は、下表のとおりとなっており、直近は赤字が続いており非常に厳しい状況にあります。そのような状況下、本新株予約権の行使条件は、業績達成となっており、現状の業績状況を踏まえると希薄化の規模に対して十分に株主利益に資するものと判断しております。また、業績条件を達成した際に十分なインセンティブとして機能させること及びWe社の子会社化の成功報酬として、その発行規模は相応のインパクトが必要と判断し、内容を決定、合意に至りました。

決算期	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期 第2四半期
連結売上高	2,026,016千円	2,403,293千円	400,361千円
連結営業利益	△69,417千円	△415,142千円	△189,763千円

連結経常利益	△67,878千円	△408,869千円	△193,752千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,034千円	△372,673千円	△196,206千円
連結 E B I T D A	△60,696千円	△408,450千円	△185,860千円

したがって、本新株予約権の行使によって既存株主の持株比率に一定の希薄化が生じますが、その効果に鑑みると、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であり、当社及び当社の既存株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先①

(1) 名 称	合同会社T
(2) 所 在 地	東京都港区六本木4丁目1番4号 黒崎ビル3階
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 竹岡 裕介
(4) 事 業 内 容	有価証券の保有、管理、売買、投資及び運用等
(5) 資 本 金	300千円
(6) 設 立 年 月 日	2024年9月2日(予定)
(7) 大株主及び持株比率	竹岡 裕介 100%
(8) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。

- (注) 1. 「従業員数」「主要取引先」「主要取引銀行」「最近3年間の経営成績および財政状態」については、割当予定先は設立から間もないため記載すべき事項がないため省略しております。
2. 本第三者割当を実行するにあたり、割当予定先、割当予定先の代表者、関係会社、主要株主及びその他の役員が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、反社会的勢力の関与がない旨の調査報告書を受領しております。以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、割当予定先の代表者、関係会社及びその他の役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

割当予定先②

(1) 名 称	合同会社S
(2) 所 在 地	東京都港区六本木4丁目1番4号 黒崎ビル3階
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 芝 清隆
(4) 事 業 内 容	有価証券の保有、管理、売買、投資及び運用等
(5) 資 本 金	300千円
(6) 設 立 年 月 日	2024年9月2日(予定)
(7) 大株主及び持株比率	芝 清隆 100%
(8) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。

- (注) 1. 「従業員数」「主要取引先」「主要取引銀行」「最近3年間の経営成績および財政状態」については、割当予定先は設立から間もないため記載すべき事項がないため省略しております。

2. 本第三者割当を実行するにあたり、割当予定先、割当予定先の代表者、関係会社、主要株主及びその他の役員が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、反社会的勢力の関与がない旨の調査報告書を受領しております。以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、割当予定先の代表者、関係会社及びその他の役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

割当予定先③

(1) 名 称	合同会社M
(2) 所 在 地	東京都港区六本木4丁目1番4号 黒崎ビル3階
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 松田 悠介
(4) 事 業 内 容	有価証券の保有、管理、売買、投資及び運用等
(5) 資 本 金	300 千円
(6) 設 立 年 月 日	2024 年 9 月 2 日 (予定)
(7) 大株主及び持株比率	松田 悠介 100%
(8) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

- (注) 1. 「従業員数」「主要取引先」「主要取引銀行」「最近3年間の経営成績および財政状態」については、割当予定先は設立から間もないため記載すべき事項がないため省略しております。
2. 本第三者割当を実行するにあたり、割当予定先、割当予定先の代表者、関係会社、主要株主及びその他の役員が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、反社会的勢力の関与がない旨の調査報告書を受領しております。以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、割当予定先の代表者、関係会社及びその他の役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

割当予定先④

(1) 名 称	柴田 達宏
(2) 住 所	福井県福井市
(3) 職 業 の 内 容	柴田商事株式会社 代表取締役
(4) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	2024 年 4 月 30 日現在で当社普通株式 4,000,000 株を保有しています。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	当社は、柴田氏が代表を務める柴田商事株式会社との間で「転貸借契約」を締結し、当社が借りている事務所の一部を転貸しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

- (注) 1. 本第三者割当を実行するにあたり、割当予定先が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、反社会的勢力の関与がない旨の調査報告書を受領しております。以上から総合的に判断し、当社は割当予定先については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先の選定理由

割当予定先は、前述「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の理由」に記載のとおり、We 社経営陣

(合同会社T、合同会社S、合同会社M) に対して今後の We 社経営関与及び業績向上を目標とするためのインセンティブとして、柴田氏は取引先である We 社を紹介いただいた成功報酬として発行するため、割当予定先を選定いたしました。その発行規模については、We 社経営陣には引き続き We 社経営に関与していただく必要があるため業績条件を達成した際に十分なインセンティブとして機能させること、及び柴田氏においては業績達成しない限り報酬が得られないことから、業績達成による当社グループ業績への寄与をもって支払う We 社子会社化の成功報酬として、その発行規模は相応のインパクトが必要と判断し、内容を決定、合意に至りました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社と割当予定先との間において、継続保有の取り決めはございませんが、上記のとおり本新株予約権はインセンティブの付与及び成功報酬を目的として発行するものであり、業績達成が条件となっているため、少なくとも2年は行使できません。また、割当規模から1度の行使で譲渡、売却することは考えていないということから、中長期にわたり保有する方針であるとのことです。また、行使条件を達成し株価の向上時においては行使により取得した株式を売却・譲渡する場合も有りうる旨の説明を受けております。また、本件新株予約権の行使する場合は、一度で全てを行使できないとのことから、本新株予約権の一部を行使し株式を売却することによって得た資金により行使を繰り返す予定であるとのことです。なお、割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、合同会社Tは代表者である竹岡氏の預金通帳(2024年8月27日時点)を、合同会社Sは代表者である芝氏の預金通帳(2024年8月27日時点)を、合同会社Mは代表者である松田氏の預金通帳(2024年8月27日時点)を、柴田氏の預金通帳(2024年8月27日時点)及び証券口座の資産残高(2024年8月27日時点)をそれぞれ確認するとともに、各割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭により確認をしております。なお、合同会社T、合同会社S、合同会社Mは設立中のため、前述のとおりそれぞれ代表者の預金通帳を確認するとともに、払込については代表者より借入を行う方針であることを口頭で確認しております。割当予定先は本新株予約権の一部を行使し、取得した株式の売却によって得た資金により次の行使を繰り返すことも可能であることから、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使に係る資金保有は問題ないと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

割当予定先につきましては、当社において独自に専門の調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、反社会的勢力の関与がない旨の調査報告書を受領しております。

当社は、当該報告・結果内容に基づいて、本新株予約権の割当予定先が反社会的勢力との関係がないと判断いたしました。以上から当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。上記のとおり割当予定先が反社会勢力とは一切関係がないことを確認したことから当社取締役会としても、割当予定先として妥当であると判断しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(6) 株式貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2024年4月30日現在)		本新株予約権行使後	
合同会社F O 1	63.11%	合同会社F O 1	36.32%
柴田 達宏	0.60%	柴田 達宏	2.66%
合同会社T	—	合同会社T	2.31%
合同会社S	—	合同会社S	2.31%
合同会社M	—	合同会社M	2.31%
EVOLUTION CAPITAL INVESTMENTS LLC	3.08%	EVOLUTION CAPITAL INVESTMENTS LLC	1.77%

(常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社)		(常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社)	
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	2.98%	BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	1.71%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2.91%	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.67%
EVO FUND	2.83%	EVO FUND	1.63%
合同会社マラガ	2.00%	合同会社マラガ	1.15%

- (注) 1. 募集前の大株主の構成及び持株比率は、2024年4月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 本新株予約権行使後の大株主及び持株比率は、2024年4月30日現在の発行済株式総数668,974,248株から自己株式3,482,157株を控除した665,492,091株に2024年6月28日付「リパーク株式会社及び株式会社 REGALE の株式取得(子会社化)に係る株式譲渡等契約締結及び第三者割当による普通株式の発行(現物出資)に関するお知らせ」で公表しました第三者割当増資による普通株式増加分4,166,667株、及び本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数106,960,000株、本日別途公表しました第6回新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数53,480,000株、本日別途公表しました第三者割当による新株式の発行に伴う普通株式増加分13,636,200株、本日別途公表しました株式交付により増加する普通株式数312,562,500株、合計議決権数490,805,367株を加算した数で除して算出しております。
3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

2024年10月期の通期連結業績に与える影響は現在精査中ですが、業績予想に与える影響が生じた場合には、詳細が確定次第速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続き

本資金調達は、本日別途開示したその他の第三者割当等を含めて希薄化率が25%以上となることから大規模な希薄化を生じさせることとなります。そのため、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定めるに従い、2024年9月30日開催予定の当社臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において、本新株予約権の発行に関する議案について、既存株主様によるご承認をいただくことを条件としております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2021年10月期	2022年10月期	2023年10月期
連結売上高	1,090,630千円	2,026,016千円	2,403,293千円
連結営業利益	206,592千円	△69,417千円	△415,142千円
連結経常利益	243,730千円	△67,878千円	△408,869千円
親会社株主に帰属する当期純利益	254,438千円	3,034千円	△372,673千円
1株当たり連結当期純利益	0.71円	0.01円	△0.84円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	4.15円	4.19円	1.99円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2024年4月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	664,332,877株	100.00%

現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	129,930,592株	19.56%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年10月期	2022年10月期	2023年10月期
始 値	24円	24円	14円
高 値	46円	27円	19円
安 値	21円	13円	12円
終 値	24円	14円	17円

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	23円	25円	24円	24円	26	25
高 値	23円	26円	28円	26円	26	36
安 値	20円	22円	22円	23円	24	14
終 値	24円	24円	24円	25円	25	35

(注) 2024年8月の株価については2024年8月29日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年8月29日
始 値	29円
高 値	36円
安 値	29円
終 値	35円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙に記載のとおりです。

株式会社REVOLUTION
第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社REVOLUTION第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,387,347,200 円
3. 申込期日 2024年10月3日
4. 割当日及び払込期日 2024年10月8日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、以下の個数を割り当てる。
- | | |
|-------|-----------|
| 合同会社T | 267,400 個 |
| 合同会社S | 267,400 個 |
| 合同会社M | 267,400 個 |
| 柴田 達宏 | 267,400 個 |

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は106,960,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 1,069,600 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金32円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、金22円とする。但し、第10項の規定に従って、調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の

有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本号①乃至③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限を含む。）があった場合には、当該日は「取引日」には当たらないものとする。
 ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な

行使価額の調整を行う。

- ①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社普通株式の数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2024年10月9日から2024年10月8日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、以下に掲げる条件をいずれも満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
 - ①当社の2025年10月期の連結財務諸表におけるEBITDAが4億5,000万円以上となった場合。連結財務諸表におけるEBITDAは、当社の連結損益計算書に記載された営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費を加算した額をいう。また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書又は連結キャッシュ・フロー計算書の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。EBITDAについて以下同じ。
 - ②当社の2026年10月期の連結財務諸表におけるEBITDAが5億5,000万円以上となった場合。
- (2) 新株予約権者が法人である場合、新株予約権の権利行使時においても、新株予約権者の代表者かつ当該法人の株式又は持分の過半数を有する者が、WeCapital株式会社の取締役又は従業員であることを要する。但し、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (5) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - ①東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値が12円（但し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）以下の価格となった場合。

13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知した上で、かかる通知で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割、新設分割又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条の規定に従って通知又は公告を行った上で、本新株予約権1個あたりその発行価額相当額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (3) 新株予約権者が、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 新株予約権者が法人である場合、新株予約権者の代表者かつ当該法人の株式又は持分の過半数を有する者が、WeCapital株式会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が、組織再編行為をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ

からホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記第 6 項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記第 9 項で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、本項(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記第 11 項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記第 11 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記第 12 項に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
 - (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - (9) 再編対象会社の新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
上記第 13 項に準じて決定する。
 - (10) 再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
15. 新株予約権の譲渡制限
会社法第 236 条第 1 項第 6 号に基づく譲渡制限について該当事項はありません。但し、新株予約権引受契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
 - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が不備なく第 20 項の行使請求受付場所に

提出され、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書に係る新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート12階
株式会社REVOLUTION 管理本部

21. 払込取扱場所

大阪府大阪市中央区淡路町二丁目1番3号
近畿産業信用組合 本店営業部

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の内容等の読替その他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上